

受付	
----	--

一般廃棄物搬入申請書（随時 - 津久井クリーンセンター）

		年 月 日
相模原市長 へ		
申請者 住所 相模原市 区		
電話番号 ()		
法人（事業所）名		代表者氏名
搬入者氏名		
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、電話番号)		
相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和47年相模原市条例第12号）第19条の規定により、次のとおり申請します。		
1 廃棄物の発生場所	申請者の住所と同一の場合は記入不要です。 相模原市 区 廃棄物の占有者 電話番号 ()	
2 廃棄物の発生要因	引越し 片付け 事業活動 その他 ()	
3 廃棄物の種類	(1) 家庭系廃棄物 ア 一般ごみ	台所ごみ 剪定枝・草 その他 ()
	イ 資源	びん類 かん類 金物類 紙類 布類 蛍光管・水銀体温計 使用済み食用油 ペットボトル プラスチック製容器包装
	ウ 粗大ごみ	自転車 (台)
	エ 特定家庭用機器	テレビ {ブラウン管 (台) 液晶・プラズマ (台) } エアコン (台) 冷蔵庫・冷凍庫 (台) 洗濯機 (台) 衣類乾燥機 (台)
	(2) 事業系一般廃棄物	紙くず 木くず 動植物性残さ 繊維くず 剪定枝 草 その他 ()
4 申請者の職業 <u>事業系の場合は記入してください。</u>	建設業 不動産業 運送業 造園業 製造業（種類： ） 小売業（種類： ） 一般廃棄物収集運搬業 その他 ()	
5 搬入の期日	搬入申請日と同日 搬入申請日以外 (年 月 日)	

津久井クリーンセンターへのごみの搬入は市内の家庭及び事業所から出され、自ら持ち込むごみに限ります。運転免許証等で本人・住所確認をする場合があります。
ごみの重量は津久井クリーンセンターで計量した数量となります。また、計算法は車両からごみを降ろす前と降ろした後、備え付けの計量器で2度車両を計量（10キログラム単位）し、その重量の差としています。
上記の計量方法のため、ご自身が計量した数値と異なる場合がありますので、ご了承ください。

	一般ごみ	事業系ごみ	粗大ごみ
カード No.			
整理番号			
搬入量	kg	kg	kg
手数料	円	円	円
特定家庭用機器			台 円